

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 27 年 9 月 11 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500331号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500081号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月31日の標準賞与額を37万6,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月31日

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社からB年金事務所に提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者は、請求期間に37万6,000円の賞与の支払を受け、標準賞与額37万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間当時、請求者の請求期間に係る賞与の届出を漏らしていたことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、当該賞与の届出が行われていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500005号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500082号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額については、平成16年12月14日は45万円、平成17年7月20日は38万円を48万円に訂正し、当該訂正後の標準賞与額を厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。
- 2 請求者のA社における標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として、上記訂正後の標準賞与額のうち、平成16年12月14日は43万9,000円及び平成17年7月20日は46万8,000円と記録するほか、同年12月13日及び平成18年7月12日は48万円に訂正することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成16年12月14日、平成17年7月20日、同年12月13日及び平成18年7月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(平成17年7月20日に係る訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。
- 3 請求者のB社における標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として、平成18年12月13日は48万円、平成19年7月14日は48万4,000円に訂正することが必要である。
事業主は、請求者に係る平成18年12月13日及び平成19年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等
氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :
2 請求内容の要旨
請求期間 : ① 平成16年12月14日
② 平成17年7月20日
③ 平成17年12月13日
④ 平成18年7月12日
⑤ 平成18年12月13日
⑥ 平成19年7月14日

請求期間①、③及び④について、A社から支給された賞与に係る標準賞与額が記録されていない。

請求期間②については、A社から支給された賞与に係る標準賞与額が実際に支給された賞与額より低く記録されている。

請求期間⑤及び⑥については、B社から支給された賞与に係る標準賞与額が記録されていない。

請求期間①から⑥までの各期間に係る標準賞与額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出されたB社の事業主からA社及びB社の退職者であ

る請求者に通知された賞与支給額及び厚生年金保険料控除額が記載された資料（以下「事業主通知資料」という。）から判断すると、請求者は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間②について、請求者から提出された給与支給明細書及び事業主通知資料から判断すると、請求者は、当該期間にオンライン記録において確認できる標準賞与額を上回る賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、事業主通知資料等により確認できる賞与支給額から、請求期間①は45万円、請求期間②は38万円を48万円に訂正することが妥当である。

なお、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、事業主通知資料等により確認できる厚生年金保険料控除額から、前述の訂正後の標準賞与額のうち、請求期間①は43万9,000円までの額、請求期間②は46万8,000円までの額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが妥当である。

一方、前述の訂正後の標準賞与額のうち、請求期間①は43万9,000円を超える額、請求期間②は46万8,000円を超える額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが妥当である。

- 2 請求期間③から⑥までについて、請求者から提出された給与支給明細書及び事業主通知資料から判断すると、請求者は、当該期間に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間③から⑥までに係る標準賞与額については、事業主通知資料等により確認できる賞与支給額から、請求期間③から⑤までは48万円、請求期間⑥は48万4,000円に訂正し、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが妥当である。

- 3 なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し請求期間②については誤って提出しており、その他の期間については提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料（請求期間②に係る訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500043号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500083号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成19年6月1日から平成21年3月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成19年6月から平成21年2月までの標準報酬月額については、13万4,000円を34万円とする。

平成19年6月から平成21年2月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年6月から平成21年2月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のB社における平成21年3月1日から平成22年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年3月から平成22年8月までの標準報酬月額については、18万円を34万円とする。

平成21年3月から平成22年8月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成21年3月から平成22年8月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月1日から平成21年3月1日まで
② 平成21年3月1日から平成22年9月1日まで

A社及びB社で厚生年金保険被保険者記録が有る期間に係る標準報酬月額が、いずれも実際の給与支給額より低く記録されている。

A社に係る請求期間①及びB社に係る請求期間②について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者に係るオンライン記録の標準報酬月額は13万4,000円と記録されているところ、当該期間のうち、平成19年6月1日から平成21年3月1日までの期間については、金融機関提出の請求者に係る給与振込口座の取引明細書、請求者と同職種であったとする者を含むA社の複数の元同僚提出の給与明細書、請求者の住民税(平成19年から平成21年までの各年分)に係るC市の回答書、請求者提出の給与所得の源泉徴

収票（平成 20 年及び平成 21 年の各年分）等により、請求者は、当該標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を標準報酬月額として認定することとなる。

したがって、請求者の平成 19 年 6 月 1 日から平成 21 年 3 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき、前述の請求者に係る給与振込口座の取引明細書、A 社の複数の元同僚提出の給与明細書、請求者の住民税に係る C 市の回答書、請求者提出の給与所得の源泉徴収票等により認められる厚生年金保険料控除額から、34 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成 19 年 6 月 1 日から平成 21 年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社の庶務担当者及び同社の給与事務を請け負っているとする者は、いずれも当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に係る届出及び厚生年金保険料の納付を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対して行ったか否かについては不明と陳述しているが、社会保険事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が、請求者に係るオンライン記録の標準報酬月額（13 万 4,000 円）に見合う額であることから、これらの届書が事業主から提出された結果、社会保険事務所は、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成 16 年 12 月 1 日から平成 17 年 6 月 1 日までの期間については、請求者の当該期間に係る各月の給与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認できる資料は見当たらず、平成 17 年 6 月 1 日から平成 19 年 6 月 1 日までの期間については、前述の請求者に係る給与振込口座の取引明細書により、請求者は、当該期間において、オンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額を A 社から支払われていたと認められるものの、当該期間においても、各月の厚生年金保険料控除額を確認できる資料は見当たらない。

また、前述の A 社の複数の元同僚提出の給与明細書によると、平成 16 年 12 月 1 日から平成 19 年 6 月 1 日までの期間において、各人が控除されている厚生年金保険料額は、いずれも各人の同期間に係るオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額以下である。

このほか、請求者の平成 16 年 12 月 1 日から平成 19 年 6 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成 16 年 12 月 1 日から平成 19 年 6 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者に係るオンライン記録の標準報酬月額は 18 万円と記録されているところ、金融機関提出の請求者に係る給与振込口座の取引明細書、B 社の元同僚提出の給与明細書、請求者の住民税（平成 21 年及び平成 22 年の各年分）に係る C 市の回答書、同市提出の請求者に係る給与支払報告書（平成 21 年及び平成 22 年の各年分）等により、請求者は、当該標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、請求者の平成 21 年 3 月 1 日から平成 22 年 9 月 1 日までの期間に係る標準

報酬月額については、厚生年金特例法に基づき、前述の請求者に係る給与振込口座の取引明細書、請求者の住民税に係るC市の回答書、請求者に係る給与支払報告書等により認められる厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成21年3月1日から平成22年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は平成23年7月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の事業主からも回答が得られず不明であるものの、社会保険事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額が、請求者に係るオンライン記録の標準報酬月額に見合う額であることから、これらの届書が事業主から提出された結果、社会保険事務所は、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500355号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1500006号

第1 結論

昭和17年8月1日から昭和20年9月30日までの請求期間については、脱退手当金の支給決定に係る記録を取り消し、保険給付の計算の基礎となる記録とすることが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正10年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和17年8月1日から昭和20年9月30日まで

平成20年5月にねんきん特別便が届き、A社に係る厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金支給済みとなっていることを知り驚いた。請求期間当時、同社において、厚生年金保険に加入していることは知らなかったため、脱退手当金を自ら請求したこともないし、受け取った記憶も無い。請求期間について、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る脱退手当金は、昭和21年12月1日に支給決定されているところ、支給決定当時の脱退手当金の支給要件については、厚生年金保険法(昭和19年法律第21号改正後)第48条に、「被保険者タリシ期間3年以上20年未満ナル者ガ(中略)又ハ其ノ資格ヲ喪失シタル後更ニ被保険者ト為ルコトナクシテ1年ヲ経過シタルトキハ脱退手当金ヲ支給ス」と定められている。

しかし、A社に係る資格喪失日から支給決定日までの間に脱退手当金の計算の基礎となっていないB社に係る厚生年金保険の被保険者期間があることから、請求者は、支給決定当時の脱退手当金の支給要件を満たしていない。

したがって、請求者の請求期間に係る脱退手当金の支給決定が有効とは言えないことから、その支給記録は取り消すことが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500024号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1500029号

第1 結論

昭和55年4月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年4月から昭和61年3月まで

国民年金の加入手続について、私は、昭和55年4月頃にA県B町(現在は、C町)に転居した後、時期は明確には覚えていないが、同町の婦人会の方から国民年金に加入するように勧められたので、同町役場において手続を行った。

国民年金保険料の納付については、請求期間当時、B町のD地区では、同地区の住民が輪番で国民年金保険料を集金しており、私は、毎月、この集金により納付した。国民年金保険料の集金は、年に1度は当番が回ってきて、私も国民年金保険料を集金したことがある。集められた国民年金保険料は、婦人会の会長が取りまとめて金融機関に納付していたことから、当時の取扱いなどを夫と一緒に調べてみると、婦人会が国民年金の業務を行っていたことを示す表彰状が公民館にあったので、資料として提出する。

請求期間の国民年金保険料は納付しているはずなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間の国民年金保険料の納付方法について、請求者は、請求期間の国民年金保険料をB町D地区が行っていた集金により納付していたと陳述しているところ、C町は、請求期間当時、B町では、町内の各地区に対して、地区内の各被保険者の国民年金保険料を集金するよう依頼していたと回答しており、このことは、請求者の陳述と符合する。

しかしながら、請求者に係る国民年金の加入手続は、オンライン記録における請求者の国民年金手帳記号番号前後の国民年金被保険者に係る国民年金保険料収納日から判断すると、昭和61年4月頃に国民年金の第3号被保険者の届出により行われたものと推認され、昭和55年4月頃に加入手続を行ったとする請求者の陳述とは符合しない。

また、請求者に係るB町の国民年金被保険者名簿においても、昭和61年4月1日付けで国民年金の第3号被保険者として被保険者資格を取得したことが記録されているが、当該日前に国民年金被保険者であった記録は見当たらないことから、請求期間は、国民年金の未加入期間であり、請求者が国民年金保険料を納付することはできず、これらの記録はオンライン記録と一致している。

さらに、請求者の主張どおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、前述とは別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要となるところ、社会保険オンラインシステムにより各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによりB町における国民年金手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しは見当たらない。

なお、請求者から提出された婦人会に対する社会保険庁長官（当時）の表彰状（平成2年11月20日付け）及びA県国民年金協議会（当時）の感謝状（平成元年11月16日付け）は、B町において、婦人会が国民年金事業の推進に寄与していたことを示す資料ではあるが、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付をうかがうことができる資料ではない。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500085号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500079号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年5月11日から昭和52年2月1日まで

父が創業したA社の後を継ぐため、同事業所に昭和48年5月から勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和52年2月1日となっている。

健康保険及び厚生年金保険の加入手続は、当時、経理及び社会保険事務を担当していた母が行い、昭和49年の夏に私がけがをした時、同年*月の長女出産時及び昭和51年*月の長男出産時にも、私の健康保険被保険者証を使用したことを記憶しているので、調査の上、請求期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

B社の回答及び同僚の陳述から、請求者が請求期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、請求者の母は、「当時、私が経理及び社会保険事務を担当していたが、届書の控え等の資料を保管しておらず、当時のことは分からない。」旨陳述している上、請求者の弟である現在の事業主も、「請求期間当時の資料は全て処分している。」旨陳述しており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の届出の有無及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

また、請求者が、請求期間中に自身の健康保険被保険者証を使用したと主張している医療機関のうち、現存している2か所の医療機関に照会したが、当該医療機関は、いずれも当時の資料を保管していない旨回答しており、請求者が使用した健康保険被保険者証の種類等について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、請求期間において健康保険整理番号は連続しており欠番も無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500226号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500080号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和31年10月1日から昭和34年頃まで

A社に約5年間勤務したが、同社における厚生年金保険被保険者期間が昭和29年1月1日から昭和31年10月1日までとなっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社は、「請求期間当時の資料は全て処分しており、請求者の勤務期間及び厚生年金保険料の控除は不明である。」旨回答している上、A社の請求期間当時の事業主も既に死亡しており、事業所等から、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社において同じC作業をしていたと請求者が記憶する元同僚4人に照会し、1人から回答を得たが、当該元同僚は請求者を記憶していない。また、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に被保険者記録が確認できる50人に照会し、24人から回答を得たが、請求者を記憶している者は無く、これらの者から請求者の請求期間に係る勤務実態等について陳述を得ることができない。

さらに、請求者は、「A社を退職して間もなく、実家のあるD市に転居した。」旨陳述しているところ、請求者に係る改製原戸籍の附票によると、請求者は、A社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後である昭和31年10月20日付けで、D市に住所を変更していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500399号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500084号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年11月1日から平成13年6月21日まで

ねんきん定期便を確認したところ、私がA社の代表取締役であった厚生年金保険被保険者期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が、私が知らない間に、50万円から9万8,000円に変更されていた。

請求期間の給与から標準報酬月額50万円に見合う厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間の標準報酬月額の記録を見直ししてほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社における請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、50万円と記録されていたところ、平成12年12月6日付け処理により、平成10年11月1日に遡って9万8,000円に減額訂正され、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成13年6月21日まで同額のままである。

また、請求者から提出されたA社における平成12年10月分の給与一覧の資料に記載されている請求者の厚生年金保険料控除額4万3,375円は、前述の減額訂正前の標準報酬月額50万円に基づく厚生年金保険料と一致している。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本、同社に係るオンライン記録及び請求者の陳述により、請求者は、請求期間において、同社の代表取締役かつ事業主であったことが認められる。

また、請求者は、「A社は、平成12年12月頃から資金繰りが悪化し、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成13年6月までの間、社会保険料を滞納していた。」旨陳述しており、日本年金機構から提出されたA社に係る執行停止・不納欠損整理簿に記載されている執行停止額及び請求期間における被保険者の標準報酬月額から、同社は、平成12年12月以前から社会保険料を滞納していたことが推認でき、当時、同社は、社会保険事務所(当時)から保険料納付を強く要請されていたものと考えられる。

さらに、請求者は、前述の標準報酬月額の減額訂正について承知していない旨主張している一方、「A社の給与計算業務及び社会保険業務を行っていた。」旨陳述しているところ、前述の平成12年12月6日付け処理以降、同社が適用事業所ではなくなった平成13年6月21日までの期間において、毎月社会保険事務所がA社に対して、請求者について、標準報酬月額9万8,000円とする厚生年金保険料の納入告知を行ったにもかかわらず、当該減額訂正を知らなかったとする請求者の主張は不自然であり、当該減額訂正処理時において遡った期間が保険料納付時効の2年であること等を踏まえると、社会保険事務所が事業主であった請求者の同意を得ず、又は請求者の一切の関与も無しに無断で当該減額訂正を行ったものと認めることはできない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、会社の業務を執行する責任を負った代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額訂正が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。